

令和 8 年大府市条例一覧

公布日 令和 8 年 9 月 2 4 日

- | | |
|---------|--|
| 第 2 7 号 | 大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 8 号 | 大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 2 9 号 | 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 0 号 | 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 |
| 第 3 1 号 | 大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 2 号 | 大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 3 号 | 大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 |

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第27号

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大府市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 4 年大府市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(印鑑の登録) 第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、当該申請に係る事項その他必要と認める事項について審査したのち、印鑑登録原票に<u>印鑑の登録</u>をするものとする。 2 前項の規定による確認は、当該印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対し<u>文書</u>により照会し、<u>その回答書</u>及び市長が適当と認める書類を規則で定める期限までに当該登録申請者に持参させることにより行うものとする。 3 前条第 2 項の規定は、<u>前項に規定する回答書</u>及び市長が適当と認める書類の持参について準用する。 4 略	(印鑑の登録) 第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するほか、当該申請に係る事項その他必要と認める事項について審査したのち、印鑑登録原票に<u>により</u>印鑑の登録をするものとする。 2 前項の規定による確認は、当該印鑑の登録の申請の事実について郵送その他市長が適当と認める方法により当該登録申請者に対し<u>印鑑登録照会書</u>により照会し、<u>印鑑登録回答書</u>及び市長が適当と認める書類を規則で定める期限までに当該登録申請者に持参させることにより行うものとする。 3 前条第 2 項の規定は、<u>前項の規定による印鑑登録回答書</u>及び市長が適当と認める書類の持参について準用する。 4 略

改正後	改正前
(登録印鑑) 第5条 略 2 略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録原票) 第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(6) 略 (7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 2 前項の印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。 (印鑑登録証) 第7条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証	(登録印鑑) 第5条 略 2 略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）<u>のうち非漢字圏のもの</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録原票) 第6条 第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(6) 略 (7) 外国人住民<u>のうち非漢字圏のもの</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記 2 前項の印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製<u>することができる</u>。 (印鑑登録証) 第7条 市長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けている旨を証

改正後	改正前
する書面（以下「印鑑登録証」という。）を第４条第２項の規定により<u>回答書</u>を持参した者（同条第４項の規定により同条第２項の規定による確認を省略した場合にあっては、当該登録申請者）に対して直接交付するものとする。	する書面（以下「印鑑登録証」という。）を第４条第２項の規定により<u>印鑑登録回答書</u>を持参した者（同条第４項の規定により同条第２項の規定による確認を省略した場合にあっては、当該登録申請者）に対して直接交付するものとする。
２ 前項の規定により印鑑登録証の交付を受けようとする者は、印鑑登録証受領書を市長に提出しなければならない。	２ 前項の規定により印鑑登録証の交付を受けようとする者は、<u>その登録に係る印鑑を押した</u>印鑑登録証受領書を市長に提出しなければならない。
３・４ 略 （印鑑登録証明書交付の申請等）	３・４ 略 （印鑑登録証明書交付の申請等）
第10条 略 ２ 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	第10条 略 ２ 前項の規定にかかわらず、登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
３ 市長は、前２項の規定による申請があったときは、印鑑登録証（前項の	３ 市長は、前２項の規定による申請があったときは、印鑑登録証（前項の

改正後	改正前
規定による申請にあつては、<u>個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u>。以下この項において同じ。）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。 （印鑑登録証明書）	規定による申請にあつては、個人番号カード。以下この項において同じ。）及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したのち、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付するものとする。 （印鑑登録証明書）
第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。 （１）～（３） 略 （４） 外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けた場合にあつては、当該氏名の片仮名表記 2 略 （印鑑の登録の抹消）	第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（<u>印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターから打ち出したものを含む。</u>）について証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。 （１）～（３） 略 （４） 外国人住民の<u>うち非漢字圏のもの</u>が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けた場合にあつては、当該氏名の片仮名表記 2 略 （印鑑の登録の抹消）
第14条 略 2 市長は、前項の場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した	第14条 略 2 市長は、前項の場合において、転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した

改正後	改正前
場合を除く。)を除く事由により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。 3 略	場合を除く。)を除く事由により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を<u>印鑑登録抹消通知書により</u>、当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第28号

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大府市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人番号の利用範囲） 第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務、<u>市長又は教育委員会が第 3 項の規定により利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第 4 項の規定により同項に規定する住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務</u>とする。 2 ・ 3 略 <u>4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1</u>	（個人番号の利用範囲） 第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務<u>及び市長又は教育委員会が第 3 項の規定により利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務</u>とする。 2 ・ 3 略

改正後	改正前																								
<u>項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u>																									
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略																								
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																								
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>7</u> 略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>8</u> 略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>9</u> 略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>10</u> 市長</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理</td></tr></table>	機関	事務			<u>7</u> 略	略	<u>8</u> 略	略	<u>9</u> 略	略	<u>10</u> 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理	<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td><u>7</u> 略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>8</u> 市長</td><td><u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr><tr><td><u>9</u> 略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>10</u> 略</td><td>略</td></tr></table>	機関	事務			<u>7</u> 略	略	<u>8</u> 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>9</u> 略	略	<u>10</u> 略	略
機関	事務																								
<u>7</u> 略	略																								
<u>8</u> 略	略																								
<u>9</u> 略	略																								
<u>10</u> 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理																								
機関	事務																								
<u>7</u> 略	略																								
<u>8</u> 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>																								
<u>9</u> 略	略																								
<u>10</u> 略	略																								

改正後			改正前		
		<u>に関する事務であって規則で定めるもの</u>			
11	略	略	11	略	略
12	教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>			
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	大府市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）</u> による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以	1 市長	大府市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 4 号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、 <u>生活保護法</u> による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」

改正後			改正前		
		下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）、 <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。） <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの			という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。） <u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
2 市長	大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	2 市長	大府市母子家庭等医療費の助成に関する条例による母子家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
3 市長	大府市障がい者医療費助成に関する条例による障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で	3 市長	大府市障がい者医療費助成に関する条例による障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
		定めるもの			
4 市長	大府市精神障がい者医療費助成に関する条例による精神障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	4 市長	大府市精神障がい者医療費助成に関する条例による精神障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
5 市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報 <u>又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	5 市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報 <u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害児福祉手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>住民票関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	6 市長	障害児福祉手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 <u>又は住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの
7 市長	後期高齢者福祉医療費の給	医療保険給付関係情報、地方	7 市長	後期高齢者福祉医療費の給	医療保険給付関係情報、地方

改正後			改正前		
	付に関する事務であって規則で定めるもの	税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの		付に関する事務であって規則で定めるもの	税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの
			<u>8</u> 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</u> であって規則で定めるもの	<u>法別表の23の項の下欄に掲げる事務に関する利用特定個人情報</u> であって規則で定めるものの
<u>8</u> 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	<u>9</u> 市長	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
<u>9</u> 市長	不育症治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	<u>10</u> 市長	不育症治療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人保護関係情報 <u>又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略	略	略	略
略	略	略	略
3 略	略	略	略
<u>4</u> 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
<u>5</u> 略	略	略	略

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略	略	略	略
略	略	略	略
3 略	略	略	略
<u>4</u> 略	略	略	略

改正後					改正前				
<u>6</u>	略	略	略	略	<u>5</u>	略	略	略	略
<u>7</u>	教育委員 会	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の情報の管理に関 する事務であって規 則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報で あって規則で定める もの					

附 則

この条例は、令和 8 年11月24日から施行する。

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第29号

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章・第 2 章 略	第 1 章・第 2 章 略
第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第 1 節・第 2 節 略	第 1 節・第 2 節 略
第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（ <u>第51条—第52条</u> ）	第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（ <u>第51条・第52条</u> ）
第 4 章 略	第 4 章 略
附則	附則
（利用の申込み等）	（利用の申込み等）
第 6 条 略	第 6 条 略
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>教育認定子ども</u>	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同号に掲げる小</u>

改正後	改正前
の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	<u>学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の特条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が</u>、当該特定教育・保育施設の特条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4・5 略 （あつせん、調整及び要請に対する協力）	4・5 略 （あつせん、調整及び要請に対する協力）
第7条 略	第7条 略
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用に	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども</u>

改正後	改正前
について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）・（2） 略 （3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア） <u>教育認定子ども</u> 77,101円 （イ） <u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを	<u>に該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第13条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 （1）・（2） 略 （3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア） <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円 （イ） <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教</u>

改正後	改正前
除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略 (虐待等の禁止)	<u>育・保育給付認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下イ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略 (虐待等の禁止)

改正後	改正前
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>同法</u>第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>学校教育法</u>第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場

改正後	改正前
合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教	合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ど</u>

改正後	改正前
育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法	<u>もに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」と、「<u>の同号</u>」とあるのは「<u>の同条第1号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。 第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法

改正後	改正前
第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。	第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。)にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。
2 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。))は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u> (1) <u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> (2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>	2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。))ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、</u> <u>共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。))に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する</u>

改正後	改正前
<u>3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> （利用の申込み等） 第39条 略 2 <u>特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、</u>利用の申込みに係る法第19条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章（第43条第 1 項を除く。）</u>において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 <u>3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、</u>	<u>共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u> （利用の申込み等） 第39条 略 2 <u>特定地域型保育事業者は、</u>利用の申込みに係る法第19条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章において同じ。）</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

改正後	改正前
<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> <u>4 前2項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</u> <u>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u> (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び	<u>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、<u>同項</u>に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</u> <u>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u> (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行

改正後	改正前
要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該<u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)</u>により特定地域型保育<u>(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12</u>	う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該<u>特定地域型保育事業者</u>により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>小学校</u>

改正後	改正前
<u>項において同じ。)</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。)</u>を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	<u>就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)</u>を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2～6 略	2～6 略
7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
8 <u>特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る<u>連携協力を求めることを要しない。</u>	
<u>9～12</u> 略 (利用者負担額等の受領)	<u>8～11</u> 略 (利用者負担額等の受領)
第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・</u>	第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・</u>

改正後	改正前
<u>保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
2～6 略 （運営規程）	2～6 略 （運営規程）
第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）～（6） 略 （7） 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項及び第3項</u>に規定する選考の方法を含む。） （8）～（11） 略 （勤務体制の整備等）	第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （1）～（6） 略 （7） 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（<u>第39条第2項</u>に規定する選考の方法を含む。） （8）～（11） 略 （勤務体制の整備等）
第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

改正後	改正前
3 略 (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>教育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。))について」と、<u>第14条第1項</u>中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員に</u>	3 略 (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、<u>第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>同条第1項</u>中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教</u>

改正後	改正前
<u>あつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準) 第51条 <u>特定地域型保育事業者</u> (満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。<u>以下この条において同じ。</u>) が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付	育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準) 第51条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付

改正後	改正前
費をいう。<u>次条第3項及び第52条第3項</u>において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(<u>第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>第52条第3項</u>において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(<u>第43条第1項を除く。)</u>)において同じ。)」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)</u>」と、「同号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)</u>」と、同条	費をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(<u>第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>次条第3項</u>において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)</u>」と、「同号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>

改正後	改正前
第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。	に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
<u>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u>	
<u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</u>	
<u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第</u>	

改正後	改正前
<u>19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u> （特定利用地域型保育の基準）	（特定利用地域型保育の基準）

改正後	改正前
第52条 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子ども	第52条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係</u>

改正後	改正前
に限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び<u>満3歳以上保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第30号

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(一般原則) 第 3 条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、利用乳幼児（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）において保育する乳児又は幼児（満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	(一般原則) 第 3 条 家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）は、利用乳幼児（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）において保育する乳児又は幼児（満 3 歳に満たない者に限り、法第 6 条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号又は同条第 12 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合）にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

改正後	改正前
2～6 略 (保育所等との連携) 第4条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、<u>次に掲げる事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項</u>に係る連携及び協力を行う施設(保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))をいう。以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 当該<u>家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除</u>	2～6 略 (保育所等との連携) 第4条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第12条第1項から第3項まで、第13条第1項、第2項及び第5項、第14条並びに第15条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、<u>次に掲げる事項</u>に係る連携及び協力を行う施設(保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))をいう。以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 当該<u>家庭的保育事業者等</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼

改正後	改正前
く。<u>第6項及び第7項において同じ。</u>）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）<u>又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （1）・（2） 略 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第11条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務</u>	児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （1）・（2） 略 <u>第11条 削除</u>

改正後	改正前
<u>従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （運営規程） 第16条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５） 略 （６） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）</u> （７）～（１１） 略 第25条 小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、<u>小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>に区分する。 （職員） 第27条 略 ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２） 略 （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号又は	（運営規程） 第16条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５） 略 （６） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 （７）～（１１） 略 第25条 小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、<u>小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型</u>に区分する。 （職員） 第27条 略 ２ 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 （１）・（２） 略 （３） 満３歳以上満４歳に満たない児童（法第６条の３第10項第２号の規

改正後	改正前
<u>第3号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの</u><u>のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育</u>	定に基づき受け入れる場合に限る。次号<u>並びに第29条第2項第3号及び第4号</u>において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
<u>を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （職員） 第29条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童<u>（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</u> おおむね15人につき1人 （4） 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制</u>	（職員） 第29条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）・（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 （4） 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
<u>を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第42条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならな</u>	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第42条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

改正後	改正前
<u>い。</u> (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第45条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>い。</u> (準用) 第46条 第22条から第24条まで及び第26条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第22条中「家庭的保育事業を	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第45条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (準用) 第46条 第22条から第24条まで及び第26条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第22条中「家庭的保育事業を

改正後	改正前
行う者（次条及び第24条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「第45条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第24条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第23条及び第24条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第46条において準用する第4号において同じ。））」と読み替えるものとする。 附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 <u>家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	行う者（次条及び第24条において「家庭的保育事業者」という。））」とあるのは「第45条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第24条において「小規模型事業所内保育事業者」という。））」と、第23条及び第24条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第46条において準用する第4号において同じ。））」と、<u>同条第4号中「次号並びに第31条第4号及び第5号」とあるのは「第46条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 4 <u>家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

改正後	改正前
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は<u>家庭的保育事業等(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第27条第2項各号又は第42条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第27条第2項又は第42条第2項に規定する保育士数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 10 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第27条第3項若しくは第4項若しくは第42条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前2項の規定の適用がないものとした場合の第27条第2項又は第42条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例) 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は<u>家庭的保育事業等</u>が不足していることに鑑み、当分の間、第27条第2項各号又は第42条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第27条第2項又は第42条第2項に規定する保育士数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。 10 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第27条第3項若しくは第42条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、<u>保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第27条第2項又は第42条第2項により算定されるものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。

(大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年大府市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後の大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）<u>第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。 この場合において、この条例による改正前の大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）<u>第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 3 <u>保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）</u>は、適用しない。 この場合において、旧条例第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及	附 則 (経過措置) 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第2項、第29条第2項、第42条第2項及び第45条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

改正後	改正前
<u>び第45条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第31号

大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年大府市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第11条 略 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第11条の 2 <u>乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第 4 項において準用する法第21条の 5 の18第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）</u>	(虐待等の禁止) 第11条 略

改正後	改正前
<u>その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	

附 則

この条例は、令和８年12月25日から施行する。

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第32号

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大府市自然体験学習施設の設置及び管理に関する条例（平成16年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
大府市 <u>環境学習センター二ツ池セレクトナ</u> の設置及び管理に関する条例	大府市 <u>自然体験学習施設</u> の設置及び管理に関する条例
	<u>（趣旨）</u>
	<u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大府市自然体験学習施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。</u>
<u>（設置）</u>	<u>（設置）</u>
<u>第1条 水と緑に恵まれた環境の中で市民に体験と学習の機会を提供し、持続可能な社会に向けた行動変容を促すため、大府市環境学習センター二ツ池セレクトナ（以下「セレクトナ」という。）を大府市横根町名高山88番地の1に設置する。</u>	<u>第2条 水と緑に恵まれた環境の中で市民に自然体験学習の機会を提供するため、自然体験学習施設を設置する。</u>
	<u>2 自然体験学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u>

改正後	改正前
(職員) <u>第2条</u> <u>セレトナ</u>に必要な職員を置く。ただし、<u>第6条第1項</u>に規定する指定管理者の指定をした場合は、この限りでない。 (入館の制限) <u>第3条</u> 略	<u>名称</u> <u>二ツ池セレトナ</u> <u>位置</u> <u>大府市横根町名高山88番地の1</u> (職員) <u>第3条</u> <u>二ツ池セレトナ</u>（以下「セレトナ」という。）に必要な職員を置く。ただし、<u>第11条第1項</u>に規定する指定管理者の指定をした場合は、この限りでない。 (入館の制限) <u>第4条</u> 略 <u>(専用利用)</u> <u>第5条</u> <u>セレトナの施設のうち学習室及び市長が別に定める施設（以下「学習室等」という。）について、次の各号のいずれにも該当するときは、専用利用することができる。</u> <u>(1) 非営利及び公共の福祉のために活動する団体が利用するとき。</u> <u>(2) 利用の目的がセレトナの本来の用途又は目的の範囲内であると認められるとき。</u> <u>(専用利用の許可)</u> <u>第6条</u> <u>学習室等を専用利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。専用利用の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）がその許可された事項を変更しようとする場合においても、同様とする。</u> <u>2 市長は、学習室等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条</u>

改正後	改正前
(入館者の義務) <u>第4条</u> 入館者は、セレクトナの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。	<u>件を付することができる。</u> <u>3 専用利用者は、学習室等の利用に際して、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに前項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。</u> <u>(専用利用の不許可)</u> <u>第7条 市長は、学習室等を専用利用しようとする者が第4条各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。</u> <u>(許可の取消し等)</u> <u>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、第6条第1項の許可を取り消し、専用利用の中止を命じ、許可に付された条件を変更し、又は退館を命ずることができる。</u> <u>(1) 専用利用者が次条の規定に違反したとき。</u> <u>(2) 専用利用者が第4条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。</u> <u>(3) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。</u> <u>2 前項の規定によって利用者に損害が生じた場合においても、市長はその責任を負わないものとする。</u> (入館者の義務) <u>第9条</u> 入館者は、セレクトナの<u>使用</u>に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

改正後	改正前
(損害賠償) <u>第5条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第6条</u> 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) <u>セレクトナ</u>の設置目的を達成するための事業の実施に関すること。 (2)・(3) 略 2 指定管理者の指定をした場合における<u>第3条及び第4条</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「<u>第6条第1項</u>に規定する指定管理者」とする。 <u>第7条～第9条</u> 略	(損害賠償) <u>第10条</u> 略 (指定管理者による管理) <u>第11条</u> 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) <u>学習室等の利用の許可その他利用</u>に関すること。 (2)・(3) 略 2 指定管理者の指定をした場合における<u>第4条、第6条、第7条、第8条第1項及び第9条</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「<u>第11条第1項</u>に規定する指定管理者」とする。 <u>第12条～第14条</u> 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第33号

大府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第18条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた大府市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償につ

いて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

- 3 改正前の大府市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定に基づき、令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された旧条例の規定に基づく葬祭補償は、新条例の規定による葬祭補償の内払とみなす。